積算参考資料（計画・調査編）新旧対照表

※１　主な改定部分を掲載しています。
※２　本表は、県のホームページに掲載しています。
（ https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2t/cnt/f4317/p12743.html ）

令和８年７月１日

神奈川県 県土整備局

第２編　測量業務

(R7)

改　正	現　行	備　考
第２編　測量業務 **第１章　測量業務積算基準（参考資料）** **第１節　測量業務積算基準** **１－１　成果検定** **１－１－１　成果検定の対象** （１）　基本測量（全ての測量の基礎となる測量で，国土地理院が行うものをいう） 基本測量は全ての測量の基礎となるものであり，高精度を要し，かつ利用度の高いものであるので，原則として全ての基本測量を成果検定の対象とする。 （２）　公共測量（地方整備局等が行う測量） 公共測量作業規程で，精度を要すると規定されている測量，後続の測量の基準となる測量（基盤地図情報に該当する測量成果等）及び成果の重要性を勘案して地図作成（修正・写真地図を含む。），空中写真測量，航空レーザ測量，三次元点群測量，一定距離以上の縦断測量を成果検定対象の標準とする。 １）　基準点測量関係 ①　１級基準点測量 全てを検定の対象とする。 ②　２級基準点測量 全てを検定の対象とする。 ③　３級基準点測量 下記３項目のうちのいずれかに該当する場合を検定の対象とする。 ・永久標識及びそれに準ずる標識を設置する場合 ・4 級基準点測量の基準となる場合 ・レベル 500 地図作成のための標定点測量の基準となる場合 ④　４級基準点測量 下記２項目のうちのいずれかに該当する場合を検定の対象とする。 ・永久標識及びそれに準ずる標識を設置する場合 ・レベル 500～1000 の地図作成のための標定点測量の基準となる場合 ２）　水準測量関係 ①　１級水準測量（レベル等による） 全てを検定の対象とする。 ②　２級水準測量（レベル等による） 全てを検定の対象とする。 ③　３級及び４級水準測量（レベル等による） 下記２項目のうちのいずれかに該当する場合を検定の対象とする。 ・永久標識及びそれに準ずる標識を設置する場合 ・図化のための簡易水準測量の基準を与える幹線測量となる場合 ３）　空中写真測量関係 撮影面積にかかわらず検定の対象とし，撮影後速やかに検定を受けるものとする。 ４）　数値地形図データ作成関係 現地測量・数値図化・数値地形図修正・航空レーザ測量で作成した数値地形図データファイルについては，計画機関が特に指定する場合を除き，面積・縮尺にかかわらず検定の対象とする。 ５）　応用測量関係 路線測量・河川測量において実施される縦断測量で 3km を超えるものを検定の対象とする。 なお，縦断測量（仮ＢＭ設置測量・水準基標測量を含む）は，主に水準測量により行われていることから，検定料金が示されていない場合は，該当する水準測量の検定料金を適用することが出来るものとする。また，路線測量・河川測量において基盤地図情報に該当する測量成果等は検定の対象とする。	**第２編　測量業務** **第１章　測量業務積算基準（参考資料）** **第１節　測量業務積算基準** **１－１　成果検定** **１－１－１　成果検定の対象** （１）　基本測量（全ての測量の基礎となる測量で，国土地理院が行うものをいう） 基本測量は全ての測量の基礎となるものであり，高精度を要し，かつ利用度の高いものであるので，原則として全ての基本測量を成果検定の対象とする。 （２）　公共測量（地方整備局等が行う測量） 公共測量作業規程で，精度を要すると規定されている測量，後続の測量の基準となる測量（基盤地図情報に該当する測量成果等）及び成果の重要性を勘案して地図作成（修正・写真地図を含む。），空中写真測量，航空レーザ測量，三次元点群測量，一定距離以上の縦断測量を成果検定対象の標準とする。 １）　基準点測量関係 ①　１級基準点測量 全てを検定の対象とする。 ②　２級基準点測量 全てを検定の対象とする。 ③　３級基準点測量 下記３項目のうちのいずれかに該当する場合を検定の対象とする。 ・永久標識及びそれに準ずる標識を設置する場合 ・4 級基準点測量の基準となる場合 ・レベル 500 地図作成のための標定点測量の基準となる場合 ④　４級基準点測量 下記２項目のうちのいずれかに該当する場合を検定の対象とする。 ・永久標識及びそれに準ずる標識を設置する場合 ・レベル 500～1000 の地図作成のための標定点測量の基準となる場合 ２）　水準測量関係 ①　１級水準測量（レベル等による） 全てを検定の対象とする。 ②　２級水準測量（レベル等による） 全てを検定の対象とする。 ③　３級及び４級水準測量（レベル等による） 下記２項目のうちのいずれかに該当する場合を検定の対象とする。 ・永久標識及びそれに準ずる標識を設置する場合 ・図化のための簡易水準測量の基準を与える幹線測量となる場合 ３）　空中写真測量関係 撮影面積にかかわらず検定の対象とし，撮影後速やかに検定を受けるものとする。 ４）　数値地形図データ作成関係 現地測量・数値図化・数値地形図修正・航空レーザ測量で作成した数値地形図データファイルについては，（追加）面積・縮尺にかかわらず検定の対象とする。 ５）　応用測量関係 路線測量・河川測量において実施される縦断測量で 3km を超えるものを検定の対象とする。 なお，縦断測量（仮ＢＭ設置測量・水準基標測量を含む）は，主に水準測量により行われていることから，検定料金が示されていない場合は，該当する水準測量の検定料金を適用することが出来るものとする。また，路線測量・河川測量において基盤地図情報に該当する測量成果等は検定の対象とする。	

(R7)

改　　正

第５節　空中写真測量

５－１－２　空中写真測量フローチャート

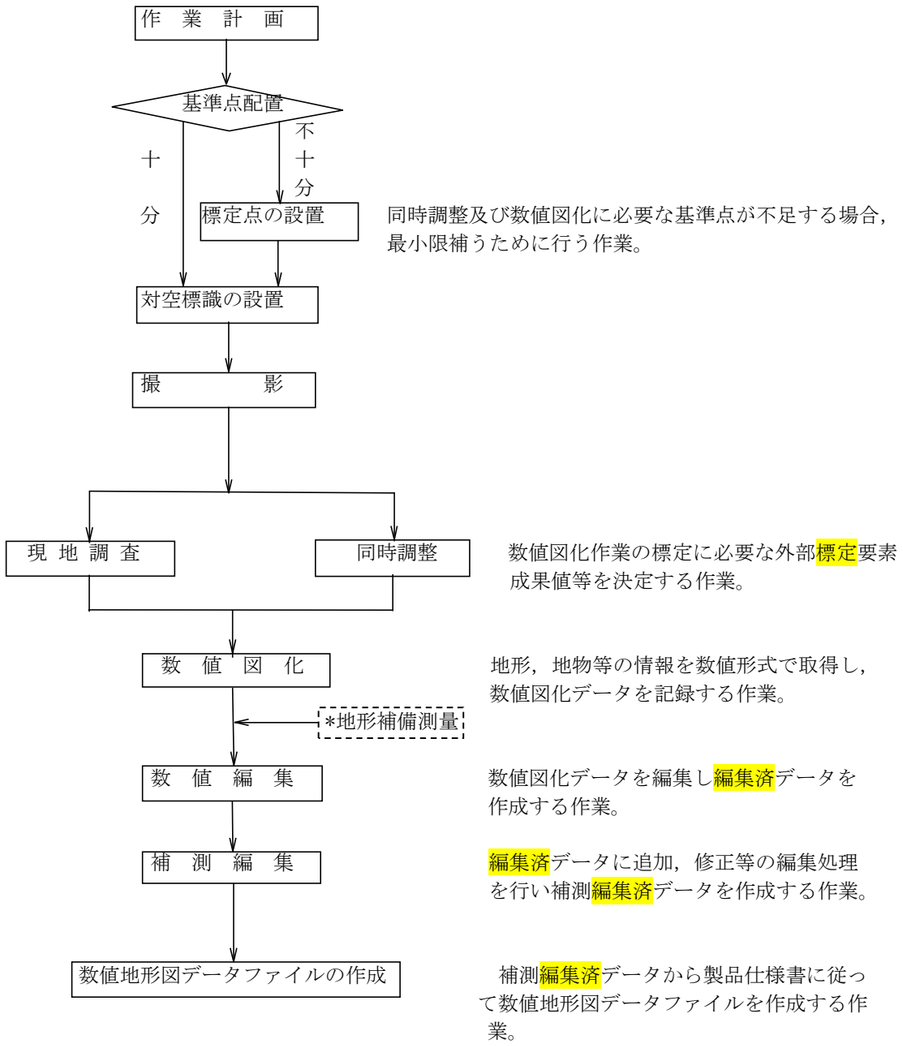

＊：地図情報レベル 1000 以下の数値地形図データを作成する場合に，計画機関が特に指定する区域を対象として等高線及び標高点を現地で補備する作業。

図２－５－１　空中写真測量フローチャート

現　　行

第５節　空中写真測量

５－１－２　空中写真測量フローチャート

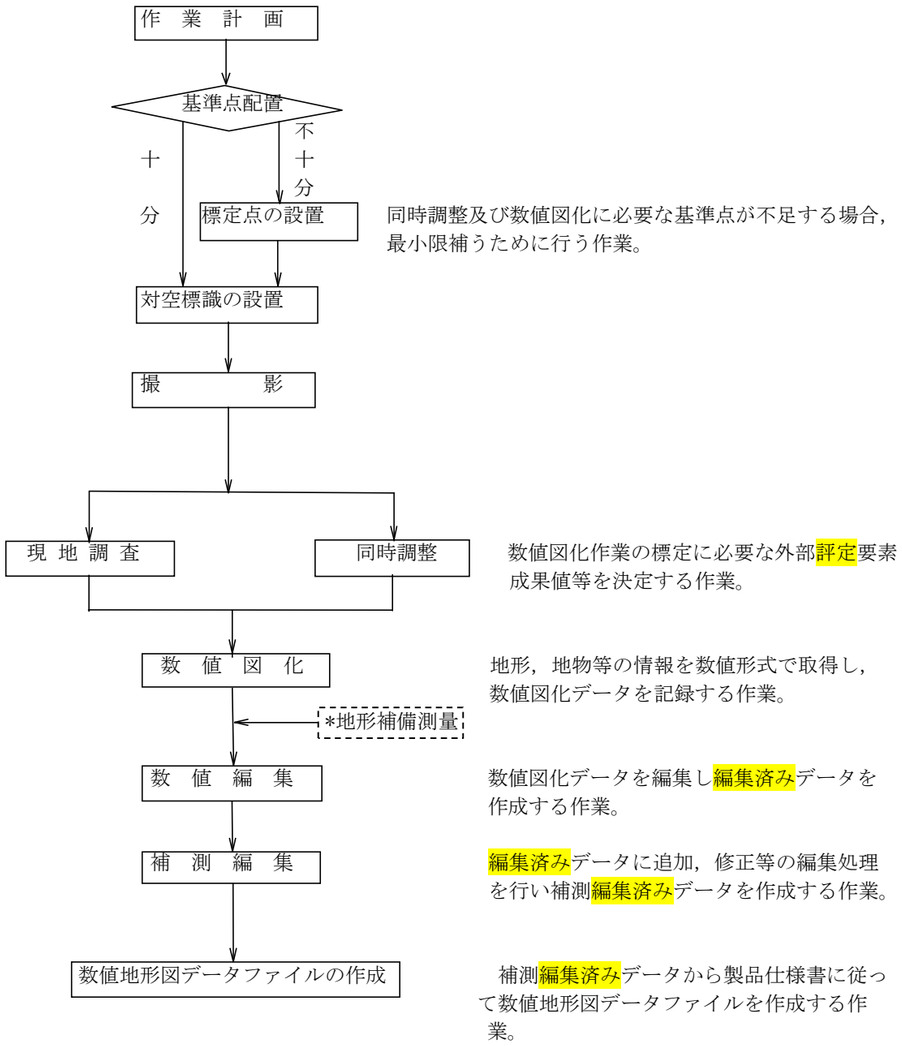

＊：地図情報レベル 1000 以下の数値地形図データを作成する場合に，計画機関が特に指定する区域を対象として等高線及び標高点を現地で補備する作業。

図２－５－１　空中写真測量フローチャート

備　　考

５－３　撮影の計画

５－３－１　撮影諸元の決定

（１）　地上画素寸法

地図情報レベルと数値写真の地上画素寸法との関連は，精度と効率の面から公共測量作業規程第 185 条に定められている。

（２）　対地高度

H_0：対地高度　ｆ：焦点距離

H_0＝ｆ×地上画素寸法／素子寸法
によって求められる。

画面サイズ＝素子寸法×画素数

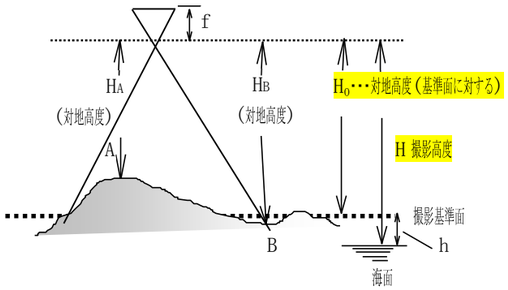

図２－５－４　比高による縮尺の違い

（３）　撮影基準面

撮影基準面は，通常，地域内の最高地点(A)と最低地点(B)の平均標高値を採用する。

例えば　Ａ→55m，Ｂ→5m とすると，h＝30m

ただし，起伏のはげしい地域・台地が存在する地域等では，全体の平均標高値を用いる。また，隣接コースとの重複度（サイドラップ）に余裕を持たせるために，少し高く設定することも多い。

基準面の決め方で影響の出るものは，オーバーラップ（同一コース内の隣接数値写真との重複度）・サイドラップ等である。

これらのうち，オーバーラップについては，コース上の撮影間隔であるから，撮影士が調整しながら撮影すれば，もし途中に比高の大きな地点があっても不足は生じない。サイドラップの場合は，コースが決められているから，撮影士のカメラ調整だけでは問題解決とならない。

サイドラップは，公共測量作業規程第 190 条によると最小でも 10%以上なければならないが，それが不足すると予想される場合の解決法として，次のような方法が考えられる。

計画例

1)　撮影基準面を変更する。（基準面を高くする）
2)　コースを変更する。（コース間隔を狭くする）
3)　基準面を２つにして段階的に撮影する。（広い台地がある場合）
4)　コースはそのままとして，コース間に補備コースを設ける。（コース間に高地のある場合）

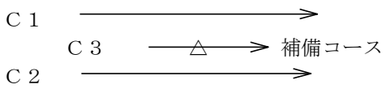

図２－５－５　補備コース

また，サイドラップは 10%以上と決められているが，図２－５－７で検討する場合，10%を基に考えるとコースのずれによってサイドラップが 10%以下になることもあるので，15～20%を下限とした方が良い。

この場合において，図２－５－４のように，コース間に高地があって，比高が 250～300m を超えるものであったら，１)～４)のような計画変更をすべきである。

（４）　撮影高度

撮影高度(H)＝対地高度（H_0）＋撮影基準面高(h)

５－３　撮影の計画

５－３－１　撮影諸元の決定

（１）　地上画素寸法

地図情報レベルと数値写真の地上画素寸法との関連は，精度と効率の面から公共測量作業規程第 185 条に定められている。

（２）　対地高度

H：対地高度　ｆ：焦点距離

H＝ｆ×地上画素寸法／素子寸法
によって求められる。

画面サイズ＝素子寸法×画素数

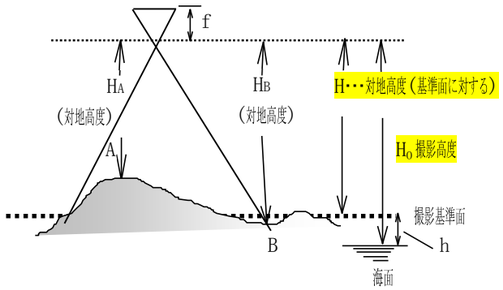

図２－５－４　比高による縮尺の違い

（３）　撮影基準面

撮影基準面は，通常，地域内の最高地点(A)と最低地点(B)の平均標高値を基準面として，撮影基準面を決定する。

例えば　Ａ→55m，Ｂ→5m とすると，h＝30m

ただし，起伏のはげしい地域・台地が存在する地域等では，全体の平均標高値を用いる。また，隣接コースとの重複度（サイドラップ）に余裕を持たせるために，少し高く設定することも多い。

基準面の決め方で影響の出るものは，オーバーラップ（同一コース内の隣接数値写真との重複度）・サイドラップ等である。

これらのうち，オーバーラップについては，コース上の撮影間隔だけであるから，撮影士が調整しながら撮影すれば，もし途中に比高の大きな地点があっても オーバーラップに過不足は起こらない。サイドラップの場合は，コースが決められているから，撮影士のカメラ調整だけでは問題解決とならない。

サイドラップは，公共測量作業規程第 190 条によると最小でも 10%以上なければならないが，それが不足すると予想される場合の解決法として，次のような方法が考えられる。

計画例

1)　撮影基準面を変更する。（基準面を高くする）
2)　コースを変更する。（コース間隔を狭くする）
3)　基準面を２つにして段階的に撮影する。（広い台地がある場合）
4)　コースはそのままとして，コース間に補備コースを設ける。（コース間に高地のある場合）

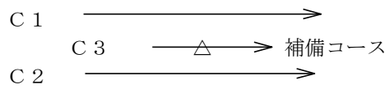

図２－５－５　補備コース

また，サイドラップは 10%以上と決められているが，図２－５－７で検討する場合，10%を基に考えるとコースのずれによってサイドラップが 10%以下になることもあるので，15～20%を下限とした方が良い。

この場合において，図２－５－５のように，コース間に高地があって，比高が 250～300m を超えるものであったら，１)～４)のような計画変更をすべきである。

（４）　撮影高度

撮影高度(H_0)＝対地高度（H）＋撮影基準面高(h)

（５）　撮影基線長

測量用空中写真の撮影は，同一のコース内において，互いに 60%程度のオーバーラップを持たせるように計画する。

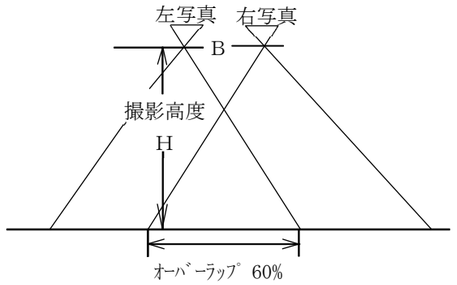

図２－５－６　写真の重複度

１コースの中で，１つの撮影点から次の撮影点までの距離を撮影基線長と呼び，図２－５－６のＢに相当する。

撮影基線長＝写真一辺の地上距離（飛行方向）×(１－60／100)＝ 写真一辺の地上距離×0.4

※　複コース及び面的な撮影の場合は，隣接コース間のサイドラップを約 30%持たせるようにする。コース間隔は図２－５－７のｃに相当する。

コース間隔＝写真一辺の地上距離（飛行方向に直交する方向）×(１－30／100)

＝写真一辺の地上距離×0.7

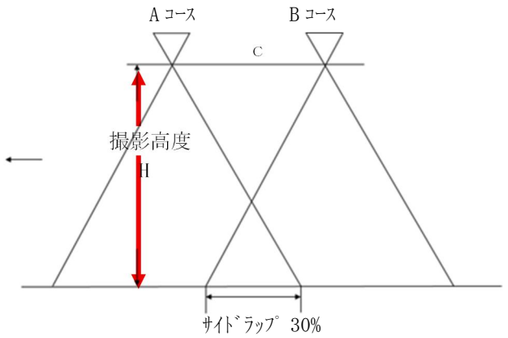

図２－５－７　コース間の重複度

（削除）

５－３－３　撮影飛行中に生じる障害

撮影飛行中の気流等天候状況及び操縦ミス等によるもので，そのずれ及び傾きは，公共測量作業規程第 187 条を標準とする。

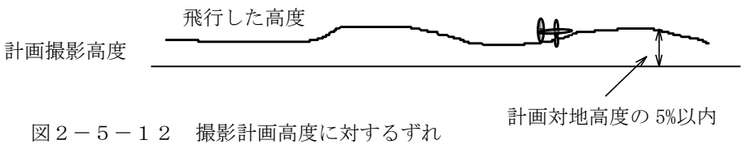

図２－５－１２　撮影計画高度に対するずれ

（５）　撮影基線長

測量用空中写真の撮影は，同一のコース内において，互いに 60%程度のオーバーラップを持たせるように計画する。

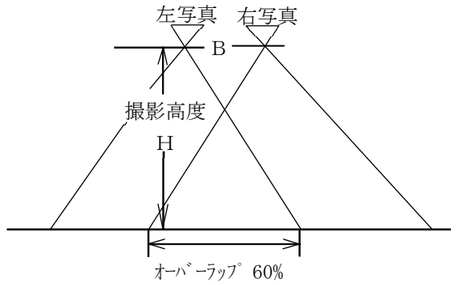

図２－５－６　写真の重複度

１コースの中で，１つの撮影点から次の撮影点までの距離を撮影基線長と呼び，図２－５－６のＢに相当する。

撮影基線長＝写真一辺の地上距離（飛行方向）×(１－60／100)＝ 写真一辺の地上距離×0.4

※　複コース及び面的な撮影の場合は，隣接コース間のサイドラップを約 30%持たせるようにする。コース間隔は図２－５－７のｃに相当する。

コース間隔＝写真一辺の地上距離（飛行方向に直交する方向）×(１－30／100)

＝写真一辺の地上距離×0.7

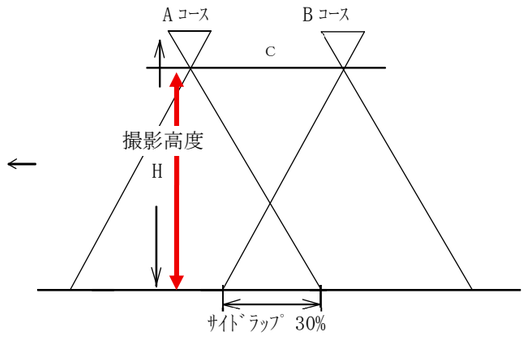

図２－５－７　コース間の重複度

５－３－３　デジタル航空カメラ

５－３－４　撮影飛行中に生じる障害

撮影飛行中の気流等天候状況及び操縦ミス等によるもので，そのずれ及び傾きは，公共測量作業規程第 187 条を標準とする。

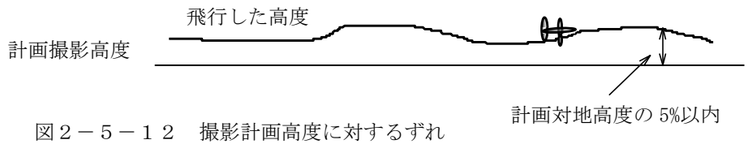

図２－５－１２　撮影計画高度に対するずれ

第６節　航空レーザ測量

６－１　航空レーザ測量の工程

６－１－２　航空レーザ測量フローチャート

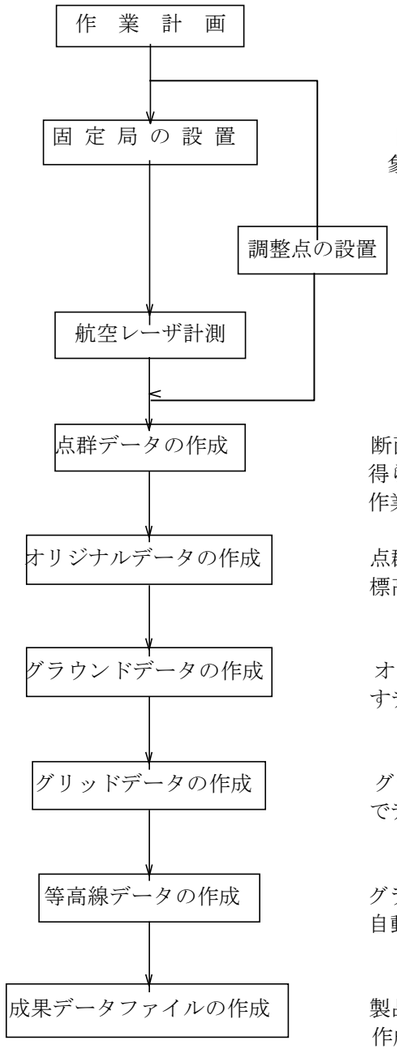

固定局として，電子基準点を用いることができる。ただし，対象地域内の基線距離が 50 ㎞を超えないように選点する。

点群データの点検及び調整を行うために設置する作業。

断面表示，鳥瞰表示等により，隣接する建物等に複数回反射して得られるノイズ等のエラー計測部分を削除したデータを作成する作業。

点群データの取得精度を確認して，許容範囲を超えている場合は，標高値を調整点を用いて補正してデータを作成する作業。

オリジナルデータからフィルタリングを行い，地表面の標高を示すデータを作成する作業。

グラウンドデータから標高値内挿補間法を用い，所定の格子間隔でデータを作成する作業。

グラウンドデータ又はグリッドデータからプログラムを使用して自動的に作成する作業。

製品仕様書に従ってオリジナルデータ等の成果データファイルを作成し，電磁的記録媒体に記録する作業。

図２－６－１　航空レーザ測量フローチャート

第６節　航空レーザ測量

６－１　航空レーザ測量の工程

６－１－２　航空レーザ測量フローチャート

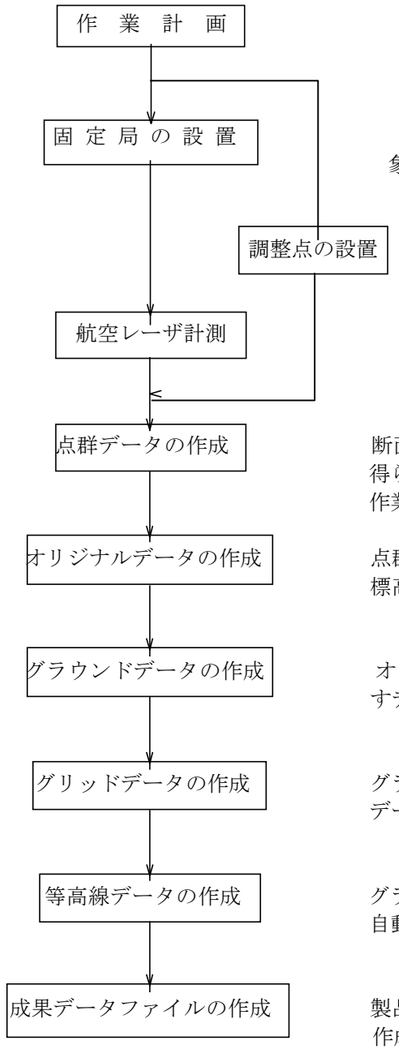

固定局として，電子基準点を用いることができる。ただし，対象地域内の基線距離が 50 ㎞を超えないように選点する作業。

点群データの点検及び調整を行うために設置する作業。

断面表示，鳥瞰表示等により，隣接する建物等に複数回反射して得られるノイズ等のエラー計測部分を削除したデータを作成する作業。

点群データの取得精度を確認して，許容範囲を超えている場合は，標高値を調整点を用いて補正してデータを作成する作業。

オリジナルデータからフィルタリングを行い，地表面の標高を示すデータを作成する作業。

グラウンドデータから標高値内挿補間法を用い，所定の格子間隔でデータを作成する作業。

グラウンドデータ又はグリッドデータからプログラムを使用して自動的に作成する作業。

製品仕様書に従ってオリジナルデータ等の成果データファイルを作成し，電磁的記録媒体に記録する作業。

図２－６－１　航空レーザ測量フローチャート

６－３　計測の計画

６－３－１　計測諸元の決定

（１）飛行方向及び飛行直交方向の標準的取得点間距離
　公共測量作業規程第 545 条及び第 573 条で定められている値を満たすよう設定する。
（２）コース間重複度
　公共測量作業規程第 545 条に定めるところにより 30%を標準とする。
（３）スキャン角度，スキャン回数
　設定した標準的取得点間距離を満たすよう，対地高度，対地速度及びパルスレート等とのバランス並びにレーザ測距装置の性能により設定する。なお，スキャン角度の設定の際は，作業地域の状況（建物，植生，地形等）も考慮する。
（４）パルスレート
　レーザ光を射出する回数。設定した標準的取得点間距離を満たすよう，対地高度，対地速度，スキャン角度及びスキャン回数等とのバランス並びにレーザ測距装置の性能により設定する。
（５）対地高度
　計測基準面から測量用航空機までの高度。設定した標準的取得点間隔を満たすよう，対地速度，スキャン角度，スキャン回数及びパルスレート等とのバランス並びにレーザ測距装置の性能により設定する。

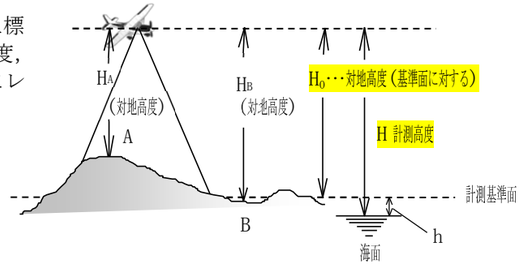

図２－６－２　計測関係図

（６）対地速度
　地表に対する測量用航空機の速度。設定した標準的取得点間隔を満たすよう，対地高度，スキャン角度，スキャン回数及びパルスレート等とのバランス並びにレーザ測距装置の性能により設定する。
（７）計測基準面
　計測基準面は，通常，地域内の最高地点(A)と最低地点(B)の平均標高値を採用する。

　例えば　A→55m，B→5m とすると，h＝30m
　ただし，起伏のはげしい地域・台地が存在する地域等では，全体の平均標高値を用いる。また，飛行コース間重複に余裕を持たせるために，少し高く設定することも多い。
　基準面の決め方で影響の出るものは，飛行コース間重複である。
　飛行コース間重複は，30%を標準としなければならないが，それが不足すると予想される場合の解決法として，次のような方法が考えられる。
　計画例
　　1)　計測基準面を変更する。（基準面を高くする）
　　2)　コースを変更する。（コース間隔を狭くする）
　　3)　基準面を２つにして段階的に計測する。（広い台地がある場合）
　　4)　コースはそのままとして，コース間に補備コースを設ける。（コース間に高地のある場合）

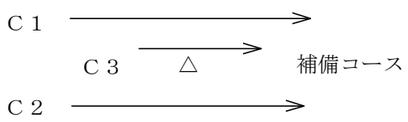

図２－６－３　補備コース

（８）計測高度
　計測高度(H)＝対地高度（H_0）＋計測基準面高(h)

６－３　計測の計画

６－３－１　計測諸元の決定

（１）飛行方向及び飛行直交方向の標準的取得点間距離
　公共測量作業規程第 545 条及び第 573 条で定められている値を満たすよう設定する。
（２）コース間重複度
　公共測量作業規程第 545 条に定めるところにより 30%を標準とする。
（３）スキャン角度，スキャン回数
　設定した標準的取得点間距離を満たすよう，対地高度，対地速度及びパルスレート等とのバランス並びにレーザ測距装置の性能により設定する。なお，スキャン角度の設定の際は，作業地域の状況（建物，植生，地形等）も考慮する。
（４）パルスレート
　レーザ光を射出する回数。設定した標準的取得点間距離を満たすよう，対地高度，対地速度，スキャン角度及びスキャン回数等とのバランス並びにレーザ測距装置の性能により設定する。
（５）対地高度
　計測基準面から測量用航空機までの高度。設定した標準的取得点間隔を満たすよう，対地速度，スキャン角度，スキャン回数及びパルスレート等とのバランス並びにレーザ測距装置の性能により設定する。

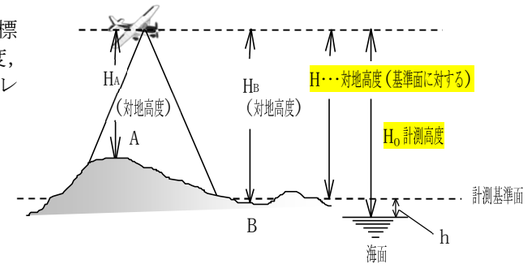

図２－６－２　計測関係図

（６）対地速度
　地表に対する測量用航空機の速度。設定した標準的取得点間隔を満たすよう，対地高度，スキャン角度，スキャン回数及びパルスレート等とのバランス並びにレーザ測距装置の性能により設定する。
（７）計測基準面
　計測基準面は，通常，地域内の最高地点(A)と最低地点(B)の平均標高値を基準面として，計測基準面を決定する。

　例えば　A→55m，B→5m とすると，h＝30m
　ただし，起伏のはげしい地域・台地が存在する地域等では，全体の平均標高値を用いる。また，飛行コース間重複に余裕を持たせるために，少し高く設定することも多い。
　基準面の決め方で影響の出るものは，飛行コース間重複である。
　飛行コース間重複は，30%を標準としなければならないが，それが不足すると予想される場合の解決法として，次の事が考えられる。
　計画例
　　1)　計測基準面を変更する。（基準面を高くする）
　　2)　コースを変更する。（コース間隔を狭くする）
　　3)　基準面を２つにして段階的に計測する。（広い台地がある場合）
　　4)　コースはそのままとして，コース間に補備コースを設ける。（コース間に高地のある場合）

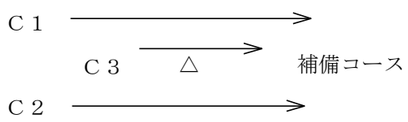

図２－６－３　補備コース

（８）計測高度
　計測高度(H_0)＝対地高度（H）＋計測基準面高(h)

６－３－２　計測コースの計画

計測コースの計画は，データの取得点密度が均一になるように設計するものとし，コース間重複は標準を30%とする。ただし，地形条件及び気象条件を考慮した上で，コース間重複（あるいは往復）を用いて，取得点密度の均一化を図ることもできる。また，航空保安上から計測運航に障害のないように計画する。

また，計測対象地域を確実にカバーするために，計測コースの始点・終点は必ず作業地域の外周を格子間隔の 10 倍の距離以上延伸して計画する。

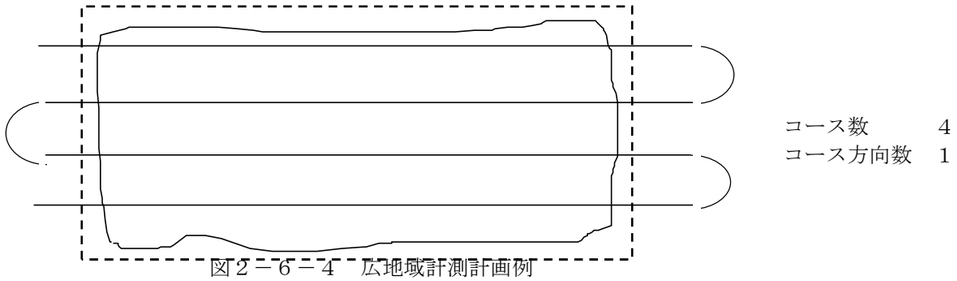

図２－６－４　広地域計測計画例

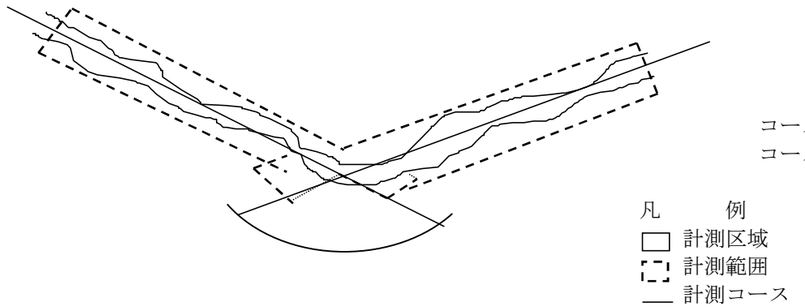

図２－６－５　路線計測計画例１

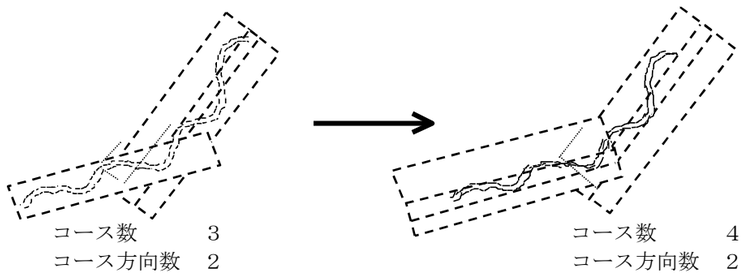

図２－６－６　路線計測計画例２

６－３－３（削除）

６－３－２　計測コースの計画

計測コースの計画は，データの取得点密度が均一になるように設計するものとし，コース間重複は標準を30%とする。ただし，地形条件並びに気象条件を考慮した上で，コース間重複（あるいは往復）を用いて，取得点密度の均一化を図ることもできる。また，航空保安上から計測運航に障害のないように計画する。

また，計測対象地域を確実にカバーするために，計測コースの始点・終点は必ず作業地域の外周を格子間隔の 10 倍の距離以上延伸して計画する。

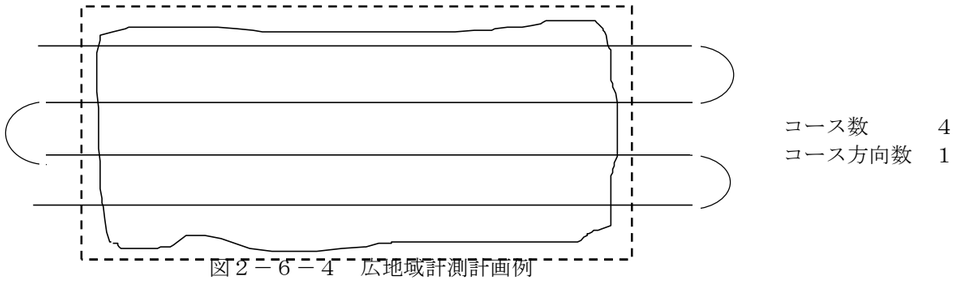

図２－６－４　広地域計測計画例

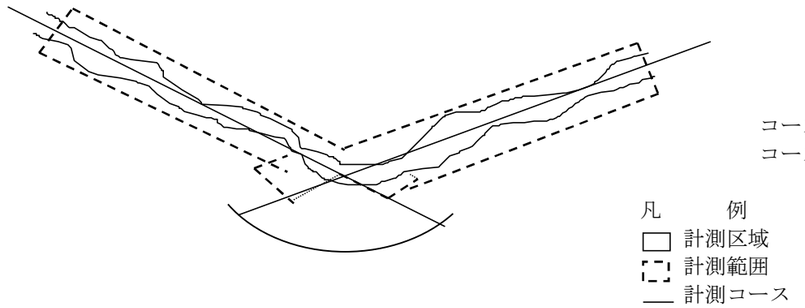

図２－６－５　路線計測計画例１

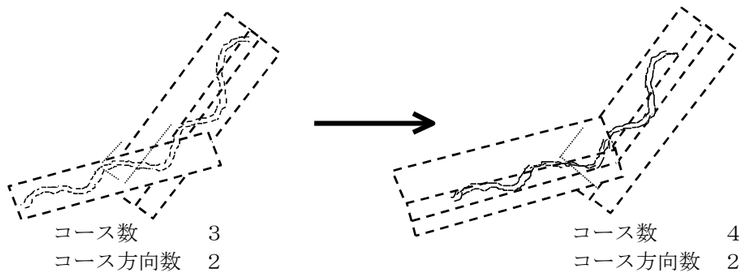

図２－６－６　路線計測計画例２

６－３－３　レーザ測距装置

第３編　地質調査業務

第３編　地質調査業務

第２章　地質調査運用（参考資料）

第１節　機械ボーリング

１－２　運搬費の積算

（１式当り）

項　　目	名　　称	規　　格	単位	備　考
資機材運搬	トラック運転経費	○h/日，2～4.5t積（クレーン付）	日	下記参照
人員輸送	ﾗｲﾄﾊﾞﾝ運転経費	○h/日，1.5L	日	参考資料，総則1-3
現場内小運搬	現場内小運搬	必要な運搬方法を選択	t	基準書，第2節

（１）　運搬費のうち資機材の運搬は，資機材運搬積算上の基地から現地までの搬入，搬出とする。
（ここでいう積算上の基地とは，原則として現地に最も近い本支店等が所在する市役所等とする）
運搬機種は，2t，3～3.5t，4～4.5t 積の 2.9t 吊りクレーン付きトラックによる運搬を標準（ボーリング用資材１編成分）とするが，これにより難い場合は別途計上する。

3t 車(2.9t 吊りクレーン付き)の場合　（１日当り）

項 目	名　称	規　　格	単位	員数	摘要
材料費	軽　　油		L		○.○（L/h）×2U（h）
労務費	特殊運転手		人		1/T(人/h)×2U（h）
機械経費	トラック損料	○t積(クレーン付)	時間	2U	運転時間当り損料
	〃	〃	日	1	供用日当り損料

（注）１．時間当り燃料消費量○．○は，建設機械等損料算定表の「燃料消費量」によるものとする。
２．Ｕは，片道所要時間であり１時間単位とする。
３．運転日当り運転時間（Ｔ）は，建設機械等損料算定表によるものとし，小数点以下第１位（第２位四捨五入）とする。
４．１／Ｔは小数点以下第２位（第３位四捨五入）とする。

（２）　土質と岩盤ボーリングが混在する場合，ボーリング，標準貫入試験等は，地質区分に応じた機種，規格で積算するが，運搬費については，規格の大きい１機種を対象とする。

（３）　機材及び足場材料等の標準重量について

１）ボーリング機材（平坦地足場を含む）

区　　分	規　　格	標準重量
土質ボーリング	ﾎﾞｰﾘﾝｸﾞﾏｼｰﾝ 3.7kW級	1,300kg
岩盤ボーリング	ﾎﾞｰﾘﾝｸﾞﾏｼｰﾝ 5.5kW級	1,900kg

（注）１．本重量には，ボーリングマシーン，ボーリングポンプ，ボーリング櫓，ロッド，コアチューブ，ケーシング，セメント，ベントナイト，試料箱（コア箱），各種工具等を含む。
２．岩盤ボーリングで深度が 100mを超える場合は別途計上する。

第３編　地質調査業務
第２章　地質調査運用（参考資料）
第１節　機械ボーリング
１－２　運搬費の積算
（１式当り）

項　　目	名　　称	規　　格	単位	備　考
資機材運搬	トラック運転経費	○h/日，2～4.5t積（クレーン付）	日	下記参照
人員輸送	ﾗｲﾄﾊﾞﾝ運転経費	○h/日，1.5L	日	参考資料，総則1-3
現場内小運搬	現場内小運搬	必要な運搬方法を選択	t	基準書，第2節

（１）　運搬費のうち資機材の運搬は，資機材運搬積算上の基地から現地までの搬入，搬出とする。
（ここでいう積算上の基地とは，原則として現地に最も近い本支店等が所在する市役所等とする）
運搬機種は，2t，3～3.5t，4～4.5t 積の 2.9t 吊りクレーン付きトラックによる運搬を標準（ボーリング用資材１編成分）とするが，これにより難い場合は別途計上する。
3t 車(2.9t 吊りクレーン付き)の場合　（１日当り）

項 目	名　称	規　　格	単位	員数	摘要
材料費	軽　　油		L		○.○（L/h）×2U（h）
労務費	特殊運転手		人		1/T(人/h)×2U（h）
機械経費	トラック損料	○t積(クレーン付)	時間	2U	運転時間当り損料
	〃	〃	日	1	供用日当り損料

（注）１．時間当り燃料消費量○．○は，建設機械等損料算定表の「燃料消費量」によるものとする。
２．Ｕは，片道所要時間であり１時間単位とする。
３．運転日当り運転時間（Ｔ）は，建設機械等損料算定表によるものとし，小数点以下第１位（第２位四捨五入）とする。
４．１／Ｔは小数点以下第２位（第３位四捨五入）とする。

（２）　土質と岩盤ボーリングが混在する場合，ボーリング，標準貫入試験等は，地質区分に応じた機種，規格で積算するが，運搬費については，規格の大きい１機種を対象とする。

（３）　機材及び足場材料等の標準重量について

１）ボーリング機材（平坦地足場を含む）

区　　分	規　　格	標準重量
土質ボーリング	ﾎﾞｰﾘﾝｸﾞﾏｼｰﾝ 3.7kW級	1,300kg
岩盤ボーリング	ﾎﾞｰﾘﾝｸﾞﾏｼｰﾝ 5.5kW級	1,900kg

（注）１．本重量には，ボーリングマシーン，ボーリングポンプ，ボーリング櫓，ロッド，コアチューブ，ケーシング，セメント，ベントナイト，標本箱，各種工具等を含む。
２．岩盤ボーリングで深度が 100mを超える場合は別途計上する。

第６編　その他積算基準（参考資料）

第１章　地盤変動影響調査等

「第１編 第２章　１－３旅費交通費」（新旧対照表）

凡例：赤下線は、今回改正を示す

新・改正（R08.7.1）

第６編　その他積算基準（参考資料）

第１節 地盤変動影響調査等業務費積算基準

１－３　業務費の内容及び積算

１－３－２　その他原価

その他原価は間接原価及び直接経費（積上計上するものを除く）からなる。

なお、間接原価は、当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道高熱費、熱中症対策費用（当該業務に従事する技術者に対する費用）等の経費とする。また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（当該業務に従事する技術者に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。

１－３－７　設計等における数値の扱い

（2）端数処理等の方法

7）　業務価格の端数処理

業務価格は、原則として１０，０００円単位とする。

１０，０００円単位での調整は一般管理費等で行う。

なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数整理（１０，０００円単位で切捨て）するものとする。

１－４－２ 事前調査、事後調査及び算定

（6）　算定

算定とは、事務処理要領第６条（費用負担の要件）に定めるところにより　算定が必要と認められる建物及び工作物について、これらに要する直接人件費の積算は、表1－18により行うものとする。

なお、本歩掛は建物等の損傷箇所を補修する方法による費用負担額の算定の場合に適用するものとし、建物等の構造部の矯正による算定及び復元による算定には適用しないものとする。なおその場合は、別途見積等を徴収して対応するものとする。

表１－18

区　分	単位	規 模	職 種	外 業	内　業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
木造建物	棟	70 ㎡以上 130 ㎡未満	技師　A	—	0.21	0.12	0.33 人	
			技師　C	—	0.72	0.24	0.96 人	
			技師　D	—	—	0.14	0.14 人	

旧・現行（R07.7.1施行）

第６編　その他積算基準（参考資料）

第１節 地盤変動影響調査等業務費積算基準

１－３　業務費の内容及び積算

１－３－２　その他原価

その他原価は間接原価及び直接経費（積上計上するものを除く）からなる。

なお、間接原価は、当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道高熱費等の経費とする。

１－３－７　設計等における数値の扱い

7）　業務価格の端数処理

業務価格は、原則として１０，０００円単位とする。ただし、５０万円未満の業務価格は1，０００円単位とする。

１－４－２ 事前調査、事後調査及び算定

（6）　算定

算定とは、事務処理要領第６条（費用負担の要件）に定めるところにより、算定が必要と認められる建物及び工作物について費用負担額の算定を行うものとし、これらに要する直接人件費の積算は、表1－18により行うものとする。

なお、本歩掛は建物等の損傷箇所を補修する方法による費用負担額の算定の場合に適用するものとし、建物等の構造部の矯正による算定及び復元による算定の場合は、本歩掛を適用せず、別途見積等を徴収して対応するものとする。

表1－18

区　分	単位	規 模	職 種	外 業	内　業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
木造建物	棟	70 ㎡以上 130 ㎡未満	技師　A	—	0.21	0.12	0.33 人	
			技師　C	—	0.72	0.24	0.96 人	
			技師　D	—	—	0.14	0.14 人	
木造特殊建物	棟	50 ㎡以上	技師　A	—	0.21	0.12	0.33 人	

新・改正（R08.7.1）

非木造建物	棟	200 ㎡以上 400 ㎡未満	技師　A 技師　C 技師　D	— — —	0.38 1.14 —	0.26 0.34 0.15	0.64 人 1.48 人 0.15 人	
区分所有 建物等	戸	35 ㎡以上65 ㎡未満	技師　A 技師　C 技師　D	— — —	0.10 0.25 —	0.07 0.13 0.04	0.17 人 0.38 人 0.04 人	
工　作　物	箇所	100 ㎡以上 300 ㎡未満	技師　A 技師　C 技師　D	— — —	0.18 0.41 —	0.12 0.13 0.08	0.30 人 0.54 人 0.08 人	

注１　木造特殊建物は、木造建物として取り扱うものとする。

注２　区分所有権者又は借家人が共同で使用する共同部分については、共同部分に応じた規模面積を１戸として計上するものとする。

注３　本表規模欄に定める面積以外の場合は、表1－8、表1－10、表1－12及び表1－14の補正率表を適用するものとする。

旧・現行（R07.7.1施行）

		70 ㎡未満	技師　C 技師　D	— —	0.72 —	0.24 0.14	0.96 人 0.14 人	
非木造建物	棟	200 ㎡以上 400 ㎡未満	技師　A 技師　C 技師　D	— — —	0.38 1.14 —	0.26 0.34 0.15	0.64 人 1.48 人 0.15 人	
区分所有 建物等	戸	35 ㎡以上65 ㎡未満	技師　A 技師　C 技師　D	— — —	0.10 0.25 —	0.07 0.13 0.04	0.17 人 0.38 人 0.04 人	
工　作　物	箇所	100 ㎡以上 300 ㎡未満	技師　A 技師　C 技師　D	— — —	0.18 0.41 —	0.12 0.13 0.08	0.30 人 0.54 人 0.08 人	

注１　区分所有権者又は借家人が共同で使用する共同部分については、共同部分に応じた規模面積を１戸として計上するものとする。

注２　本表規模欄に定める面積以外の場合は、表1－8、表1－9、表1－10及び表1－14の補正率表を適用するものとする。

第６編　その他積算基準（参考資料）

第２章　道路台帳（財産管理図面）整備作業

道路台帳(財産管理図面)整備作業積算基準　新旧対照表

新(令和８年７月１日適用)

２－５　用地測量（境界確認、境界測量および面積計算）

２－５－１　境界確認

（略）

２－５－２　復元測量

（略）

２－５－３　土地境界立会確認書作成

（略）

２－５－４　境界測量

（略）

２－５－５　面積計算

標準作業量		延人日				
測量面積 10,000 ㎡当り		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員
内訳	外業計					
	内業計		0.70	0.70	1.30	
合　計			0.70	0.70	1.30	

各費目の直接人件費に対する割合		
費　目	割　合	備　考
機械経費	0.0　%	
通信運搬費等	0.0　%	
材料費	0.8　%	
雑材料費	0.0　%	

（注）１．道路区域面積を対象とする。

２．作業幅員は道路区域幅(W)とする。

３．基準書の「用地測量変化率　地域による変化率」を適用する。

４．求積図の作成が必要な場合のみ計上する。

２－５－６　製図

標準作業量		延人日				
測量面積 10,000 ㎡当り		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員
内訳	外業計					
	内業計		0.50	2.50	2.50	
合　計			0.50	2.50	2.50	

各費目の直接人件費に対する割合		
費　目	割　合	備　考
機械経費	0.0　%	
通信運搬費等	0.0　%	
雑材料費	1.0　%	

（注）１．補足平面測量および用地測量の成果をもとに道路区域図等を作成する作業に適用する。

２．作業幅員は道路区域幅(W)＋左右各５ｍとする。

旧(令和７年７月１日適用)

２－５　用地測量（境界確認、境界測量および面積計算）

２－５－１　境界確認

（略）

２－５－２　復元測量

（略）

２－５－３　土地境界立会確認書作成

（略）

２－５－４　境界測量

（略）

２－５－５　面積計算

標準作業量		延人日				
測量面積 10,000 ㎡当り		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員
内訳	外業計					
	内業計		0.50	0.50	1.50	
合　計			0.50	0.50	1.50	

各費目の直接人件費に対する割合		
費　目	割　合	備　考
機械経費	0.0　%	
通信運搬費等	0.0　%	
材料費	10.0　%	
雑材料費	0.0　%	

（注）１．道路区域面積を対象とする。

２．作業幅員は道路区域幅(W)とする。

３．基準書の「用地測量変化率　地域による変化率」を適用する。

４．求積図の作成が必要な場合のみ計上する。

２－５－６　製図

標準作業量		延人日				
測量面積 10,000 ㎡当り		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員
内訳	外業計					
	内業計		0.50	2.50	2.50	
合　計			0.50	2.50	2.50	

各費目の直接人件費に対する割合		
費　目	割　合	備　考
機械経費	0.0　%	
通信運搬費等	0.0　%	
雑材料費	1.0　%	

（注）１．補足平面測量および用地測量の成果をもとに道路区域図等を作成する作業に適用する。

２．作業幅員は道路区域幅(W)＋左右各５ｍとする。

備考

道路台帳(財産管理図面)整備作業積算基準　新旧対照表

新(令和８年７月１日適用)

２－６　その他

２－６－１　道路境界杭設置

（略）

２－６－２　道路境界鋲（穿孔式）設置

標準作業量		延人日				
10 個当り		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員
内訳	外業計			1.00	1.00	1.00
	内業計			0.40	0.40	
合　　計				1.40	1.40	1.00

各費目の直接人件費に対する割合		
費　目	割　合	備　考
機械経費	6.0　%	
通信運搬費等	0.0　%	
材料費	0.0　%	
雑材料費	8.0　%	充填材等

材料費の構成（積上げにより計上）				
品　名	規　格	単位	数量	適　用
道路境界鋲	県マーク入り、バフ仕上げ、5cm×5cm	10	個	

（注）１．道路境界鋲を支給する場合は、材料費を計上しない。
２．材料費を計上する場合は、道路境界鋲の印のパターン（上辺中央▲、上角▲、十字）のそれぞれについて、必要な個数を計上する。

２－６－３　境界点間測量

（略）

２－６－４　製本費等

（略）

旧(令和７年７月１日適用)

２－６　その他

２－６－１　道路境界杭設置

（略）

２－６－２　道路境界鋲（穿孔式）設置

標準作業量		延人日				
10 個当り		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員
内訳	外業計			1.00	1.00	1.00
	内業計			0.40	0.40	
合　　計				1.40	1.40	1.00

各費目の直接人件費に対する割合		
費　目	割　合	備　考
機械経費	5.0　%	
通信運搬費等	0.0　%	
材料費	0.0　%	
雑材料費	7.0　%	充填材等

材料費の構成（積上げにより計上）				
品　名	規　格	単位	数量	適　用
道路境界鋲	県マーク入り、バフ仕上げ、5cm×5cm	10	個	

（注）１．道路境界鋲を支給する場合は、材料費を計上しない。
２．材料費を計上する場合は、道路境界鋲の印のパターン（上辺中央▲、上角▲、十字）のそれぞれについて、必要な個数を計上する。

２－６－３　境界点間測量

（略）

２－６－４　製本費等

（略）

備考

道路台帳(財産管理図面)整備作業積算基準　新旧対照表

新(令和８年７月１日適用)

３－５　用地測量（境界確認、境界測量および面積計算）

３－５－１　境界確認

（略）

３－５－２　復元測量

（略）

３－５－３　土地境界立会確認書作成

（略）

３－５－４　境界測量

（略）

３－５－５　面積計算

単価表（道路管理課設定）　10,000 ㎡当り

項　目	名　称	形状寸法	単位	数量	単価	金額	適用
直接人件費	測量技師	(内業)	人	0.70			
	測量技師補	(内業)	人	0.70			
	測量助手	(内業)	人	1.30			
材料費			%	0.8			直接人件費に乗ずる
合計							
変化率							

※安全費の対象外である
※道路区域面積を対象とする
※作業幅は道路区域復員(W)とする
※基準書の「用地測量変化率　地域による変化率」を適用する
※求積図の作成が必要な場合のみ計上する

３－５－６　製図

単価表（道路管理課設定）　10,000 ㎡当り

項　目	名　称	形状寸法	単位	数量	単　価	金　額	適　用
直接人件費	測量技師	(内業)	人	0.50			
	測量技師補	(内業)	人	2.50			
	測量助手	(内業)	人	2.50			
雑材料費			%	1.0			直接人件費に乗ずる
合計							

※安全費の対象外である
※補足平面測量および用地測量の成果をもとに道路区域図等を作成する作業に適用する
※作業幅は道路区域復員(W)＋左右各5mとする

旧(令和７年７月１日適用)

３－５　用地測量（境界確認、境界測量および面積計算）

３－５－１　境界確認

（略）

３－５－２　復元測量

（略）

３－５－３　土地境界立会確認書作成

（略）

３－５－４　境界測量

（略）

３－５－５　面積計算

単価表（道路管理課設定）　10,000 ㎡当り

項　目	名　称	形状寸法	単位	数量	単価	金額	適用
直接人件費	測量技師	(内業)	人	0.50			
	測量技師補	(内業)	人	0.50			
	測量助手	(内業)	人	1.50			
材料費			%	10.0			直接人件費に乗ずる
合計							
変化率							

※安全費の対象外である
※道路区域面積を対象とする
※作業幅は道路区域復員(W)とする
※基準書の「用地測量変化率　地域による変化率」を適用する
※求積図の作成が必要な場合のみ計上する

３－５－６　製図

単価表（道路管理課設定）　10,000 ㎡当り

項　目	名　称	形状寸法	単位	数量	単　価	金　額	適　用
直接人件費	測量技師	(内業)	人	0.50			
	測量技師補	(内業)	人	2.50			
	測量助手	(内業)	人	2.50			
雑材料費			%	1.0			直接人件費に乗ずる
合計							

※安全費の対象外である
※補足平面測量および用地測量の成果をもとに道路区域図等を作成する作業に適用する
※作業幅は道路区域復員(W)＋左右各5mとする

備考

道路台帳(財産管理図面)整備作業積算基準　新旧対照表

新(令和８年７月１日適用)

３－６　その他

３－６－１　道路境界杭設置

（略）

３－６－２　道路境界鋲（穿孔式）設置

単価表（道路管理課設定）　10 個当り

項　目	名　称	形状寸法	単位	数量	単　価	金　額	適　用
直接人件費	測量技師補	(内業･外業)	人	1.40			
	測量助手	(内業･外業)	人	1.40			
	測量補助員	(外業)	人	1.00			
材料費	道路境界鋲	バフ仕上げ 5cm×5cm	個	10			県マーク入り
機械経費			%	6.0			直接人件費に乗ずる
雑材料費			%	8.0			直接人件費に乗ずる
合計							

※安全費の対象であり、計上方法は基準書及び参考資料による
※道路境界鋲は穿孔して設置するものとし、道路境界鋲を支給する場合には材料費を控除する
※雑材料費には充填材等を含む
※材料費を計上する場合は、道路境界鋲の印のパターン（上辺中央▲、上角▲、十字）のそれぞれについて、必要な個数を計上する

３－６－３　境界点間測量

（略）

３－６－４　製本費（参考）

単価表（道路管理課設定）　1 業務当り

項　目	名　称	形状寸法	単位	数量	単　価	金　額	適　用
材料費	クロス表紙	40cm×50cm	組				台帳図面用
	黒表紙	A4 ビス止め 文字箔押	組				土地登記簿調査用
	黒表紙	A4 ビス止め 文字箔押	組				境界承諾書他用
	ビニルホルダー	40cm×50cm	枚				原図収納用
	陽画焼付(材料共)	40cm×50cm	枚				白焼き
	第二原図(材料共)	40cm×50cm ﾏｲﾗｰ ＃300	枚				
	製本費	40cm×50cm	枚				
	雑品費		%	1.2			材料費に乗ずる
合計							

※安全費の対象外である

旧(令和７年７月１日適用)

３－６　その他

３－６－１　道路境界杭設置

（略）

３－６－２　道路境界鋲（穿孔式）設置

単価表（道路管理課設定）　10 個当り

項　目	名　称	形状寸法	単位	数量	単　価	金　額	適　用
直接人件費	測量技師補	(内業･外業)	人	1.40			
	測量助手	(内業･外業)	人	1.40			
	測量補助員	(外業)	人	1.00			
材料費	道路境界鋲	バフ仕上げ 5cm×5cm	個	10			県マーク入り
機械経費			%	5.0			直接人件費に乗ずる
雑材料費			%	7.0			直接人件費に乗ずる
合計							

※安全費の対象であり、計上方法は基準書及び参考資料による
※道路境界鋲は穿孔して設置するものとし、道路境界鋲を支給する場合には材料費を控除する
※雑材料費には充填材等を含む
※材料費を計上する場合は、道路境界鋲の印のパターン（上辺中央▲、上角▲、十字）のそれぞれについて、必要な個数を計上する

３－６－３　境界点間測量

（略）

３－６－４　製本費（参考）

単価表（道路管理課設定）　1 業務当り

項　目	名　称	形状寸法	単位	数量	単　価	金　額	適　用
材料費	クロス表紙	40cm×50cm	組				台帳図面用
	黒表紙	A4 ビス止め 文字箔押	組				土地登記簿調査用
	黒表紙	A4 ビス止め 文字箔押	組				境界承諾書他用
	ビニルホルダー	40cm×50cm	枚				原図収納用
	陽画焼付(材料共)	40cm×50cm	枚				白焼き
	第二原図(材料共)	40cm×50cm ﾏｲﾗｰ ＃300	枚				
	製本費	40cm×50cm	枚				
	雑品費		%	1.2			材料費に乗ずる
合計							

※安全費の対象外である

備考

道路台帳(財産管理図面)整備作業積算基準　新旧対照表

新(令和８年７月１日適用)

令和８年度設計単価（道路管理課所管）

1. 道路台帳用表紙等

材料名	形状・寸法	単位	単価
台帳図面用表紙	クロス表紙　40cm×50cm	1 組	35,340 円
表紙(上製本用)	A4 ビス止め　文字箔押	1 組	26,120 円
ビニールホルダー(原図収納用)	40cm×50cm	1 枚	2,540 円
陽画焼付(白焼き)(材工共)	40cm×50cm	1 枚	1,200 円
第2原図(材工共)	マイラー#300 40cm×50cm	1 枚	12,330 円
製本費(図面製本)	40cm×50cm	1 枚	458 円

2. 道路境界鋲

材料名	形状・寸法	単位	単価
道路境界鋲 (県マーク入り／上辺中央▲)	バフ仕上げ　5cm×5cm	1 個	2,600 円
道路境界鋲 (県マーク入り／上角▲)	バフ仕上げ　5cm×5cm	1 個	2,600 円
道路境界鋲 (県マーク入り／十字)	バフ仕上げ　5cm×5cm	1 個	2,600 円

※上記単価は、20 個以上発注する場合に限る

旧(令和７年７月１日適用)

令和７年度設計単価（道路管理課所管）

1. 道路台帳用表紙等

材料名	形状・寸法	単位	単価
台帳図面用表紙	クロス表紙　40cm×50cm	1 組	32,800 円
表紙(上製本用)	A4 ビス止め　文字箔押	1 組	23,860 円
ビニールホルダー(原図収納用)	40cm×50cm	1 枚	1,740 円
陽画焼付(白焼き)(材工共)	40cm×50cm	1 枚	1,000 円
第2原図(材工共)	マイラー#300 40cm×50cm	1 枚	11,500 円
製本費(図面製本)	40cm×50cm	1 枚	347 円

2. 道路境界鋲

材料名	形状・寸法	単位	単価
道路境界鋲 (県マーク入り／上辺中央▲)	バフ仕上げ　5cm×5cm	1 個	2,700 円
道路境界鋲 (県マーク入り／上角▲)	バフ仕上げ　5cm×5cm	1 個	2,700 円
道路境界鋲 (県マーク入り／十字)	バフ仕上げ　5cm×5cm	1 個	2,700 円

※上記単価は、20 個以上発注する場合に限る

備考

単価の改定

単価の改定